



お知らせ

老人クラブ連合会からのお知らせ
桂川町老人クラブ連合会
演芸大会を開催します

来る11月20日(水)、桂川老人クラブ連合会による演芸大会が開催されます。昨年は歌あり、踊りありで、大変盛り上がる内容でした。今年も、皆さまのご参加をお待ちしています。

【日時】11月20日(水) 10時～14時

(12時15分～13時 昼休憩)

【場所】住民センター

【入場料】無料



催し

令和6年度桂川町二十歳のつどい
踏み出すハタチへの一歩
桂川町二十歳のつどい

町 社会教育課 社会教育係 ☎65・2007

【日時】令和7年1月12日(日)

受付12時～ 式典13時～

【場所】住民センター大ホール

【対象】平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれで、桂川町在住または桂川小学校、桂川東小学校、桂川中学校を卒業した人

※現在、桂川町に住居票がない人も参加可

【その他】該当者には11月上旬に案内通知を郵送いたしますので、ご確認ください。



お知らせ

国民年金保険料免除制度
ご存知ですか?
国民年金保険料免除制度

町 住民課 住民年金係 ☎65・3301
直方年金事務所 ☎0949・22・0891

国民年金保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢年金を受け取ることができない場合や、いざというときの障害年金や遺族年金を受け取ることができなくなる場合があります。経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、保険料の納付が免除される「保険料免除申請」をしてください。(任意加入被保険者は除きます。) 所得額だけでなく、失業・生活扶助等が免除該当要件となる場合もあります。

免除の申請について

【申請手続き】

令和6年度分(令和6年7月～令和7年6月分)の申請は、桂川町役場住民課で受け付けています。

※免除・猶予の申請は、原則毎年度手続きが必要です。

※過去期間については、申請をした月から

2年1カ月前までさかのぼって免除申請が可能です。

【申請に必要なもの】

- マイナンバー(個人番号) 確認書類
(マイナンバーカード・個人番号通知書など)
- 本人確認書類
1点確認: マイナンバーカード、運転免許証など
2点確認: 年金手帳、健康保険証、預金通帳など
- 印鑑(本人による申請の場合は不要)
- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など(持っている場合)

◆ 免除制度は、「納めなくても大丈夫」ということではありません ◆



免除制度は、決して「納めなくても大丈夫」ということではなく、将来もらえる年金額は減ってしまいます。免除を受けた期間は、10年以内ならさかのぼって納めることができますので、支払える状況になれば納めていただくことをお勧めします(ただし2年度過ぎると当時の保険料に加算額が付きます)。さかのぼって納付(追納)を希望される方は、直方年金事務所にご連絡ください。